地方独立行政法人神奈川県立病院機構における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程は、廃止する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係規定の整備について

内部統制・コンプライアンス室

1 個人情報の保護に関する法律の改正及び施行について

令和3年に「個人情報の保護に関する法律」について、①「個人情報の保護に関する法律」、②「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び③「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3本の法律を統合する改正がされ、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体、地方独立行政法人等に対して、共通して「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)が適用されることとなった。地方公共団体及び地方独立行政法人の個人情報の取扱いに関する規定については、令和5年4月1日から法が適用されることとなった。

2 個人情報の保護に関する法律施行条例の制定

神奈川県(以下「県」という。)では、法が適用されることから、「個人情報の保護に関する法律施行条例」(以下「法施行条例」という。)を制定した(令和5年4月1日施行)。 現行の「神奈川県個人情報保護条例」については、令和5年4月1日に廃止される。

3 各関係規定の改正等について

当機構は、上記のとおり法が適用されることとなるが、新たに制定された法施行条例の 実施機関でもあることから、関係規定については、<u>県の規定を従来どおり引き写すことと</u> なる。

県では、現行条例の廃止・法施行条例の制定に加え「知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則」の廃止、「知事における個人情報の保護に関する法律施行細則」の制定、その他関係規定の整備を予定していることから、当機構の規定においても県と同内容の整備を行うこととする。

<制定・改廃する関係規定>

1	地方独立行政法人神奈川県立病院機構における個人情報の 保護に関する <u>神奈川県個人情報保護条例施行規程</u>	廃止	第59号議案
2	地方独立行政法人神奈川県立病院機構における個人情報の 保護に関する <u>法律施行細則</u>	制定	第60号議案
3	個人情報の保護に関する法律に基づく地方独立行政法人神 奈川県立病院機構の処分に係る審査基準	制定	
4	神奈川県情報公開条例施行規程	改正	第61号議案

<制定・改廃イメージ>

